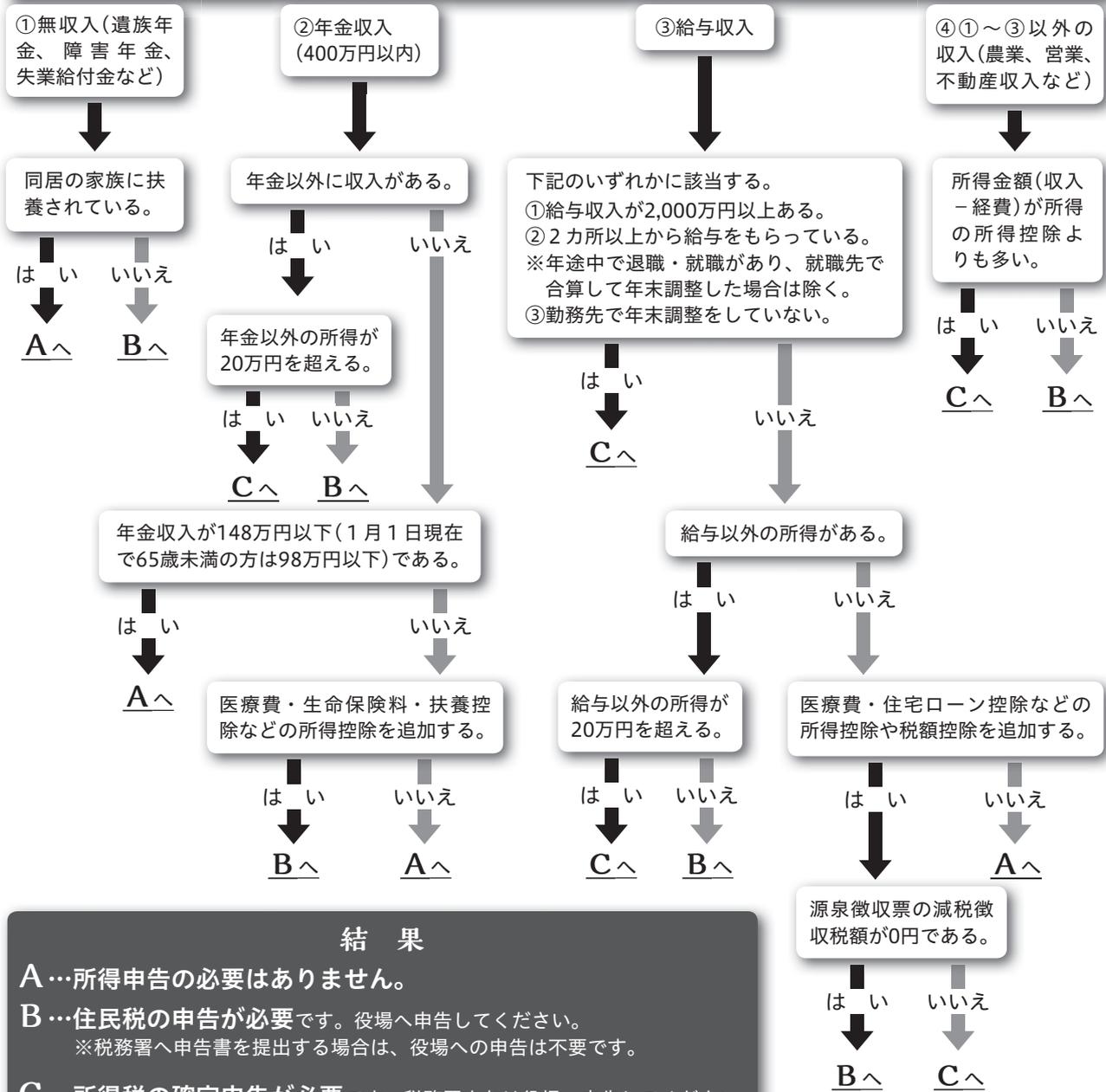


下記のチャートで申告が必要か確認しましょう！

スタート

Q. 収入の種類は？



結果

A…所得申告の必要はありません。

B…住民税の申告が必要です。役場へ申告してください。  
※税務署へ申告書を提出する場合は、役場への申告は不要です。

C…所得税の確定申告が必要。税務署または役場へ申告してください。

☎ 町民生活課  
7 2 1 6 9 3 3

■所得申告が必要な方の例  
・障害年金・遺族年金のみ受給している方  
・無収入の方(1年間まったく収入がなかった方)  
※確定申告をしている方や障害年金・遺族年金以外の公的年金のみを受給している方は、申告の必要はありません。

国民健康保険・後期高齢者医療では、所得の少ない方を対象に、保険料(料)の軽減や高額療養費自己負担額の軽減制度があります。これらの軽減措置を受けるには、被保険者と世帯主の所得申告が必要です。税法上の申告義務がない方(障害年金、遺族年金などを受給している方や所得のない方)でも、所得の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。

所得がない方も申告を  
国民健康保険・後期高齢者医療では、所得の少ない方を対象に、保険料(料)の軽減や高額療養費自己負担額の軽減制度があります。これらの軽減措置を受けるには、被保険者と世帯主の所得申告が必要です。税法上の申告義務がない方(障害年金、遺族年金などを受給している方や所得のない方)でも、所得の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。

所得がない方も申告を  
国民健康保険・後期高齢者医療では、所得の少ない方を対象に、保険料(料)の軽減や高額療養費自己負担額の軽減制度があります。これらの軽減措置を受けるには、被保険者と世帯主の所得申告が必要です。税法上の申告義務がない方(障害年金、遺族年金などを受給している方や所得のない方)でも、所得の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。